

# 柳井都市計画道路の変更

## ① 都市計画道路の見直しについて

## ② 都市計画道路の廃止について

- ・明法寺新市線(全線廃止):市決定
- ・新市三本松線(全線廃止):市決定
- ・柳井港線(全線廃止):市決定
- ・山手線(全線廃止):市決定
- ・小深田稻積線(全線廃止):市決定
- ・中央通り線(一部区間廃止):市決定
- ・古開作中開作線(一部区間廃止):市決定

## ③ 都市計画道路の変更について

- ・南柳井線(一部区域変更):県決定
- ・古開作線(一部区域変更):市決定
- ・後地和田線(一部区域変更):市決定

## ④ 都市計画変更手続きの経緯について

# 都市計画道路とは

- 都市の骨格を形成する重要な都市施設の一つ
- 円滑な都市交通と良好なまちづくりを実現



- **都市計画法**に基づき位置付けられている道路



- 都市計画道路の計画区域内  
では、将来の整備を円滑に  
行うため、建築物を建てる  
ことに対して一定の制限が  
課されている



# 都市計画道路の現状



# 都市計画道路の整備状況

- 本市では、現在23路線が都市計画決定
- 長期にわたり未着手の路線多く存在

都市計画道路	山口県 ( R6.3 )	柳井市 ( R7.3 )
総延長	約1092.4km	約22.5km
整備率	約62 %	約56 %

# 都市計画道路見直しの背景

○近年の人口・世帯数減少

○市街地の拡大が収束



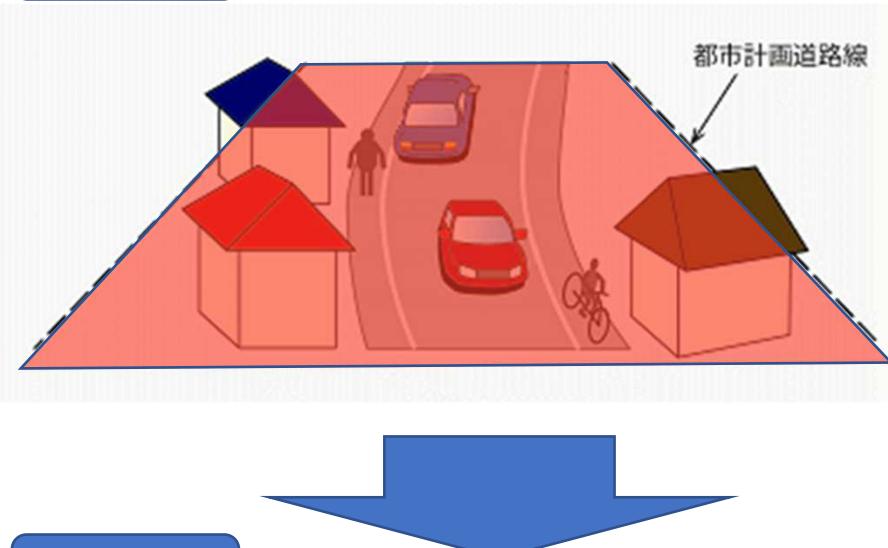
社会情勢の変化に伴い、  
都市計画道路の必要性が変化



廃止を含めた  
都市計画道路の見直し

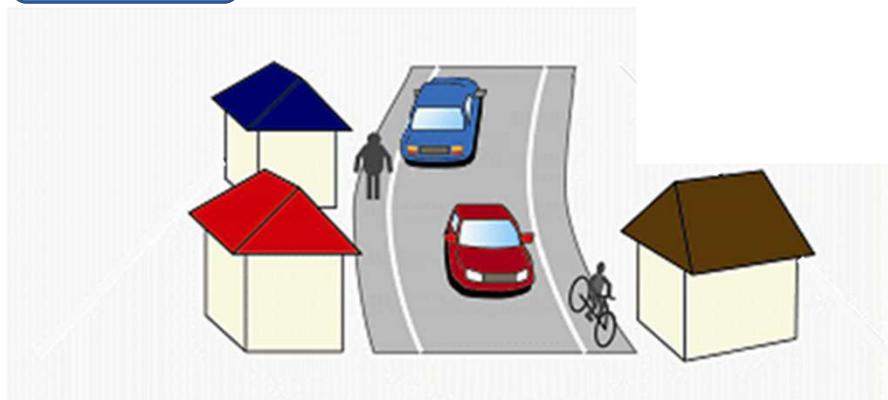
# 都市計画道路の変更(廃止)とは

廃止前



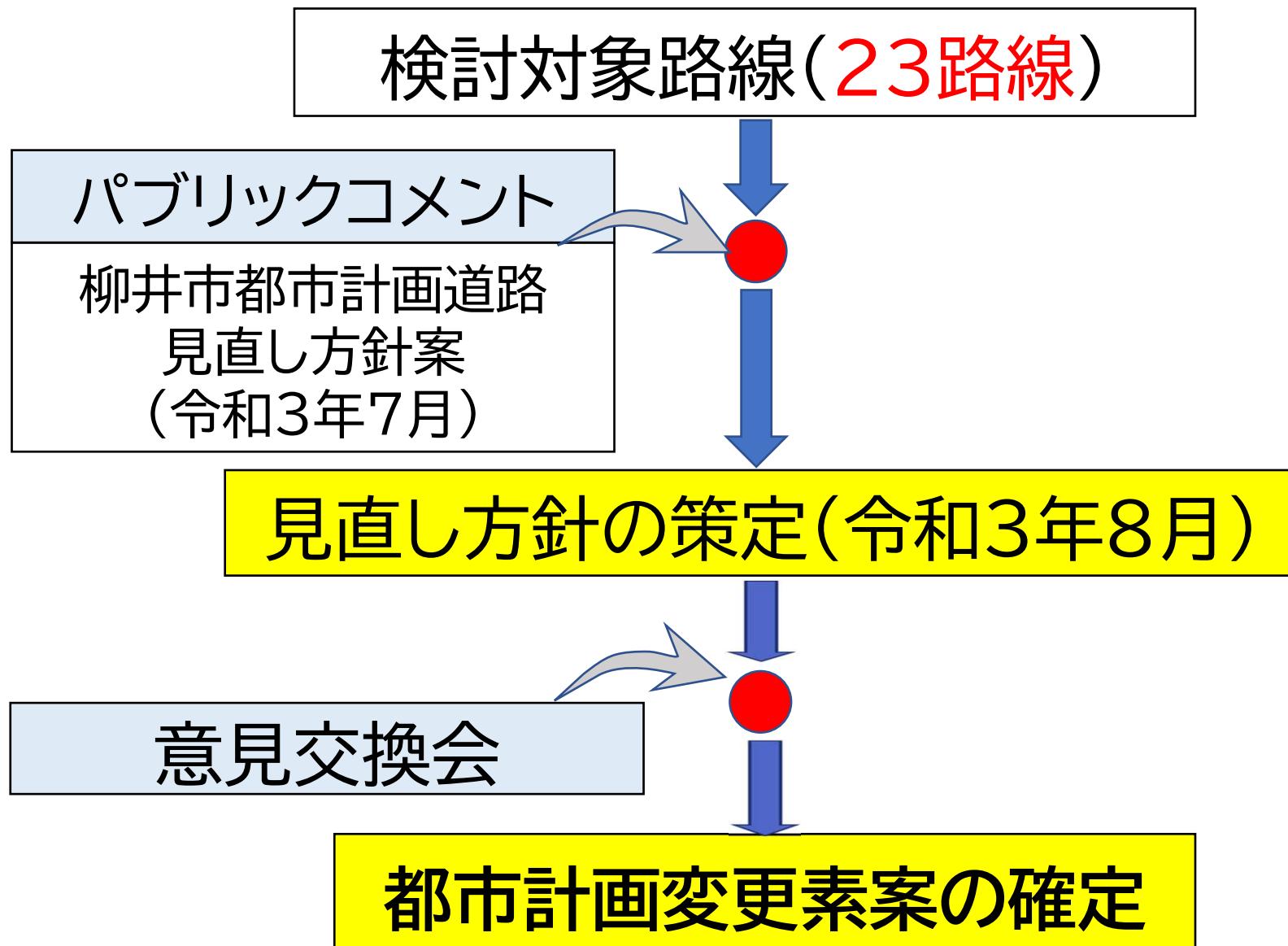
都市計画道路内には、  
鉄筋コンクリート造、  
地階を有するもの、  
3階建以上のものは  
建築できない規制が  
かかっています。

廃止後

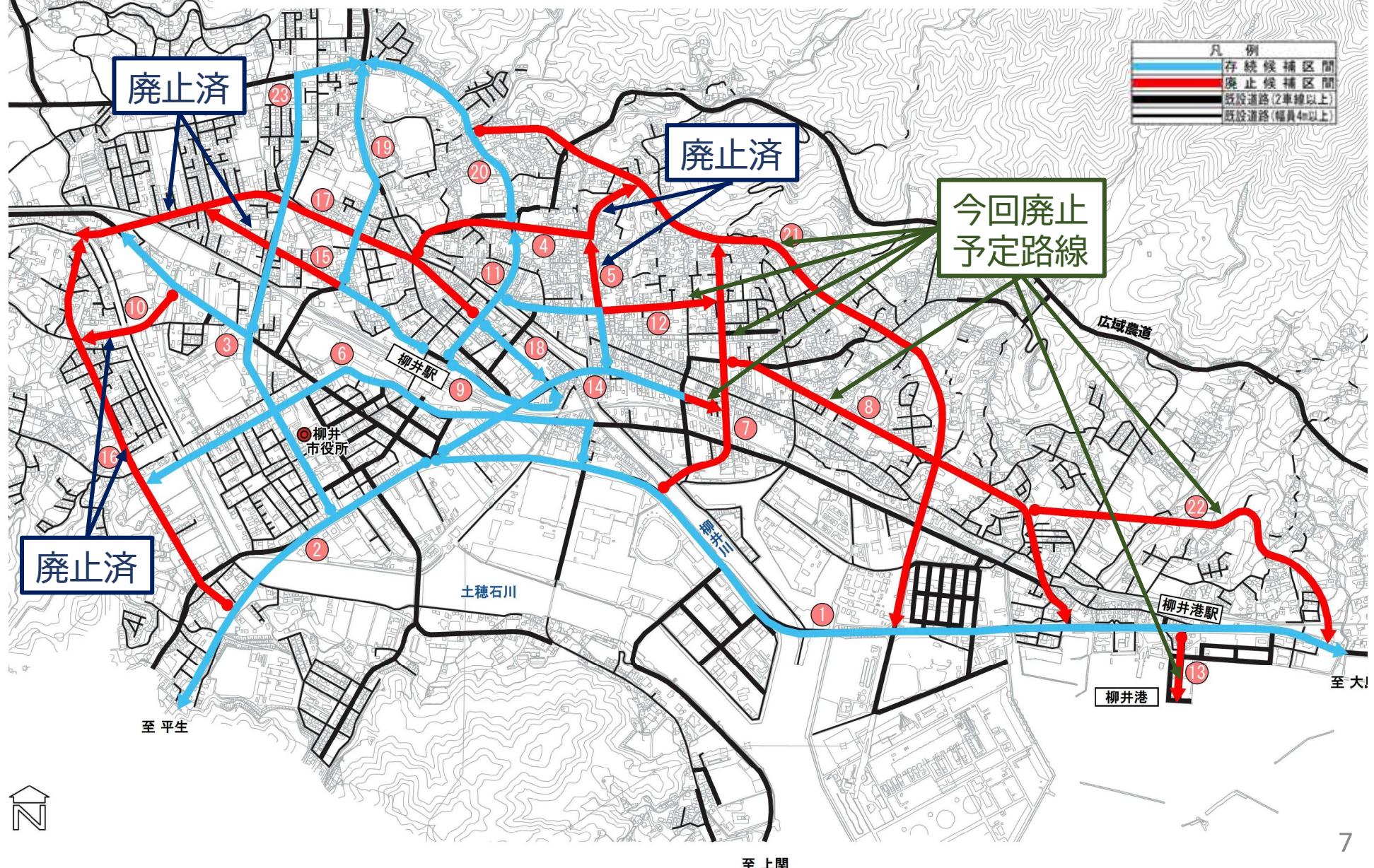


都市計画道路を廃止すると  
建築規制が外れます。  
道を拡幅する計画が  
なくなるだけで、  
今ある道はそのままです。

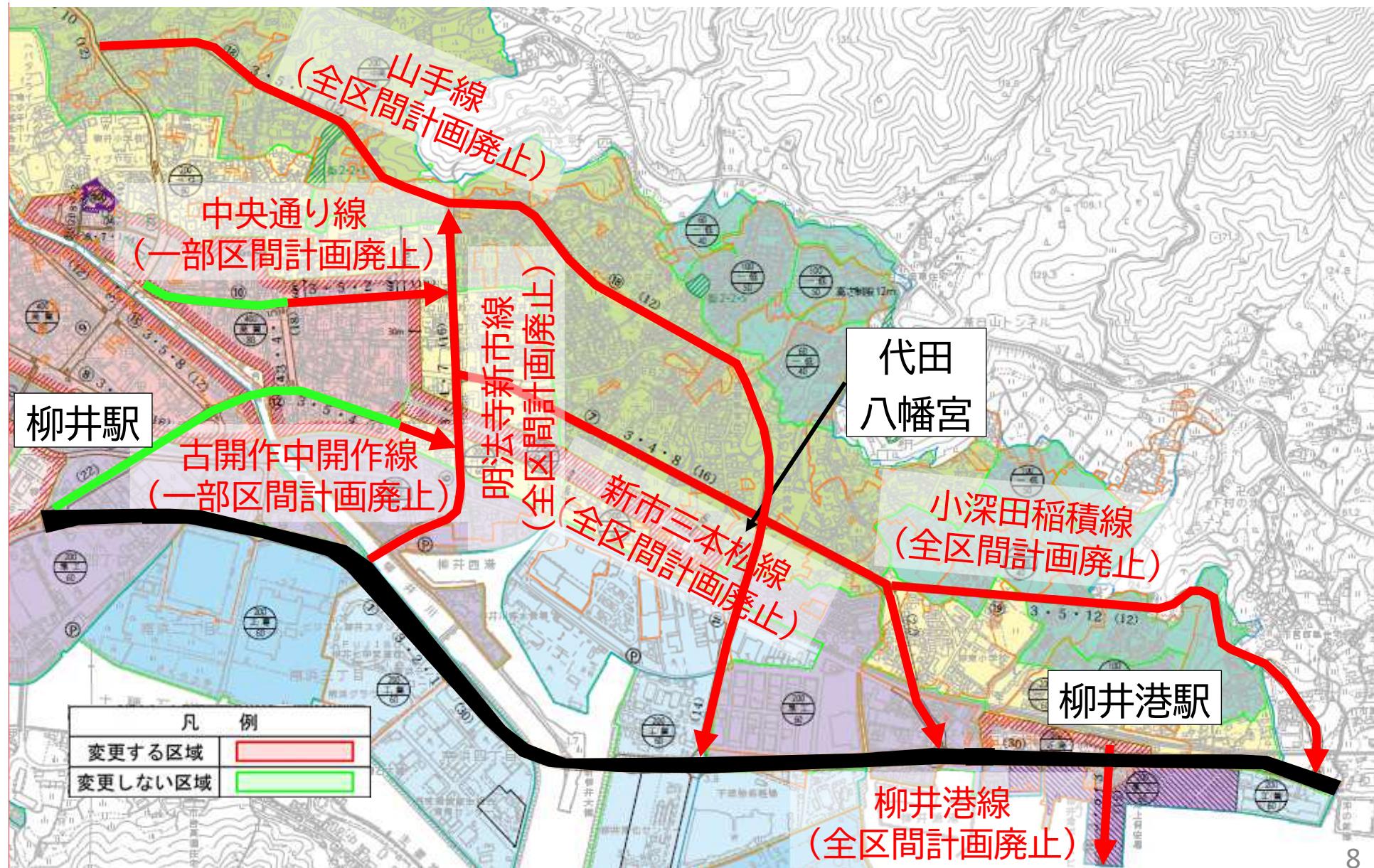
# 都市計画道路見直しの流れ



# 都市計画道路見直し方針



# 廃止路線(5路線)・一部廃止路線(2路線)



# 都市計画道路決定の経緯

路線名	当初決定	最終決定
南柳井線	昭和33年1月	平成14年12月
古開作線	昭和47年8月	平成18年3月
明法寺新市線	昭和33年1月	平成元年4月
新市三本松線	昭和33年1月	平成元年4月
中央通り線	昭和33年1月	平成8年12月
柳井港線	昭和33年1月	平成元年4月
古開作中開作線	昭和33年1月	昭和49年1月
後地和田線	昭和33年1月	令和5年11月
山手線	昭和33年1月	平成元年4月
小深田稻積線	昭和33年1月	平成元年4月

目的:近年都市の発展に伴い都市交通が増大し、都市交通の安全、かつ、円滑な処理及び土地利用の推進を図る。

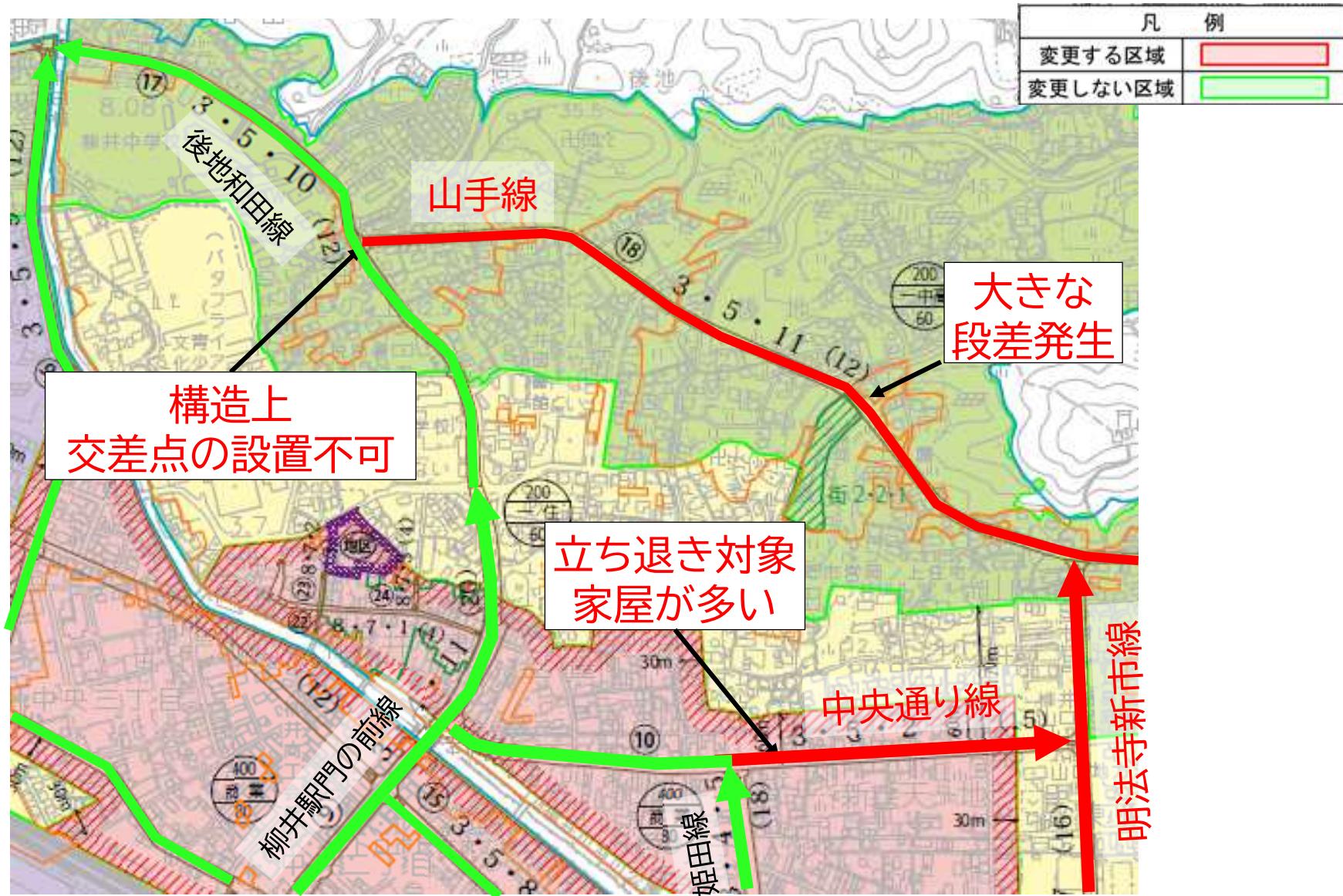
# 都市計画道路変更の理由

①立ち退き対象家屋が多い、道路の構造的  
課題など事業上の課題

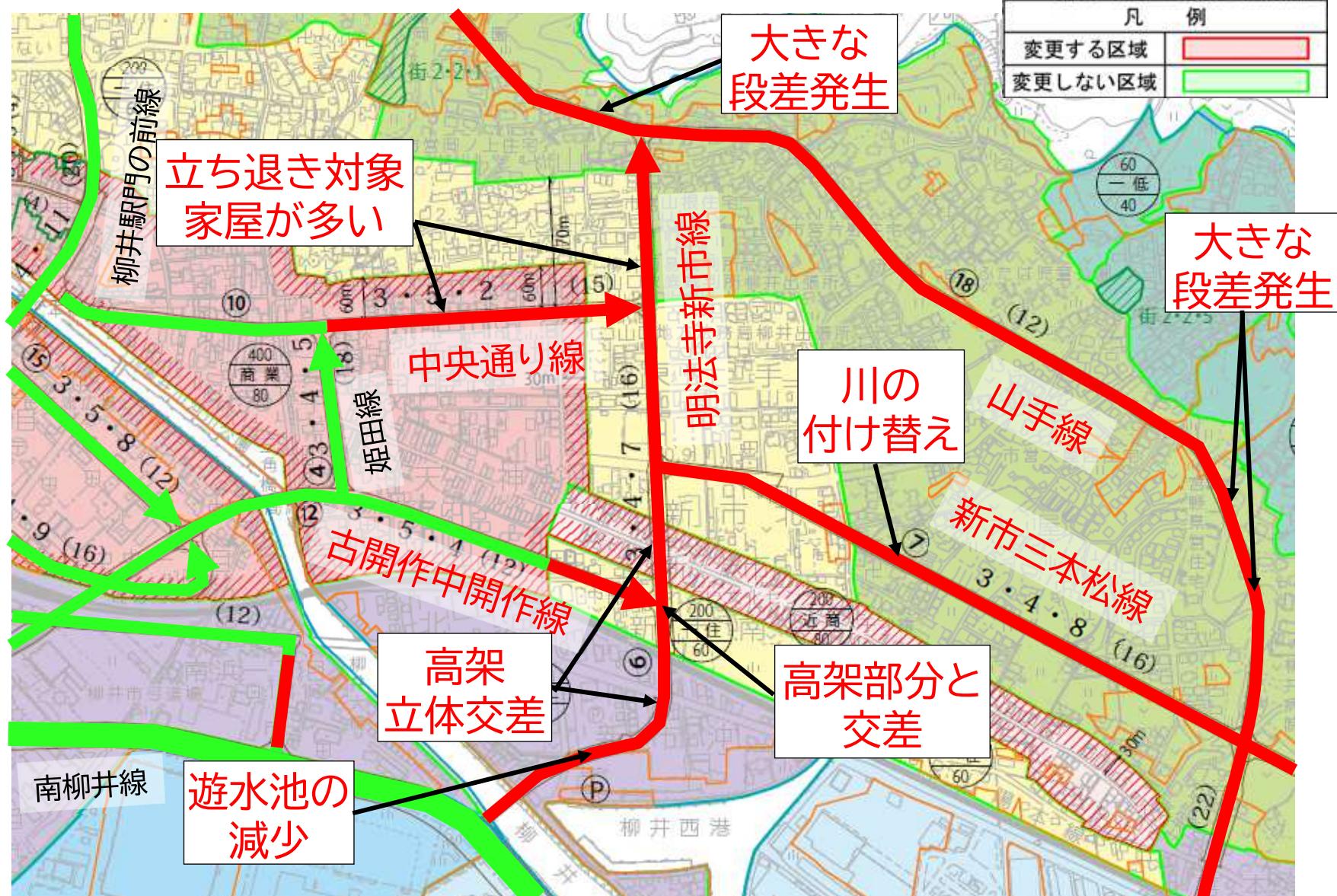
②将来交通量が少ない

③長期にわたり建築制限をかけつづける  
ことは、**土地所有者の負担**となる

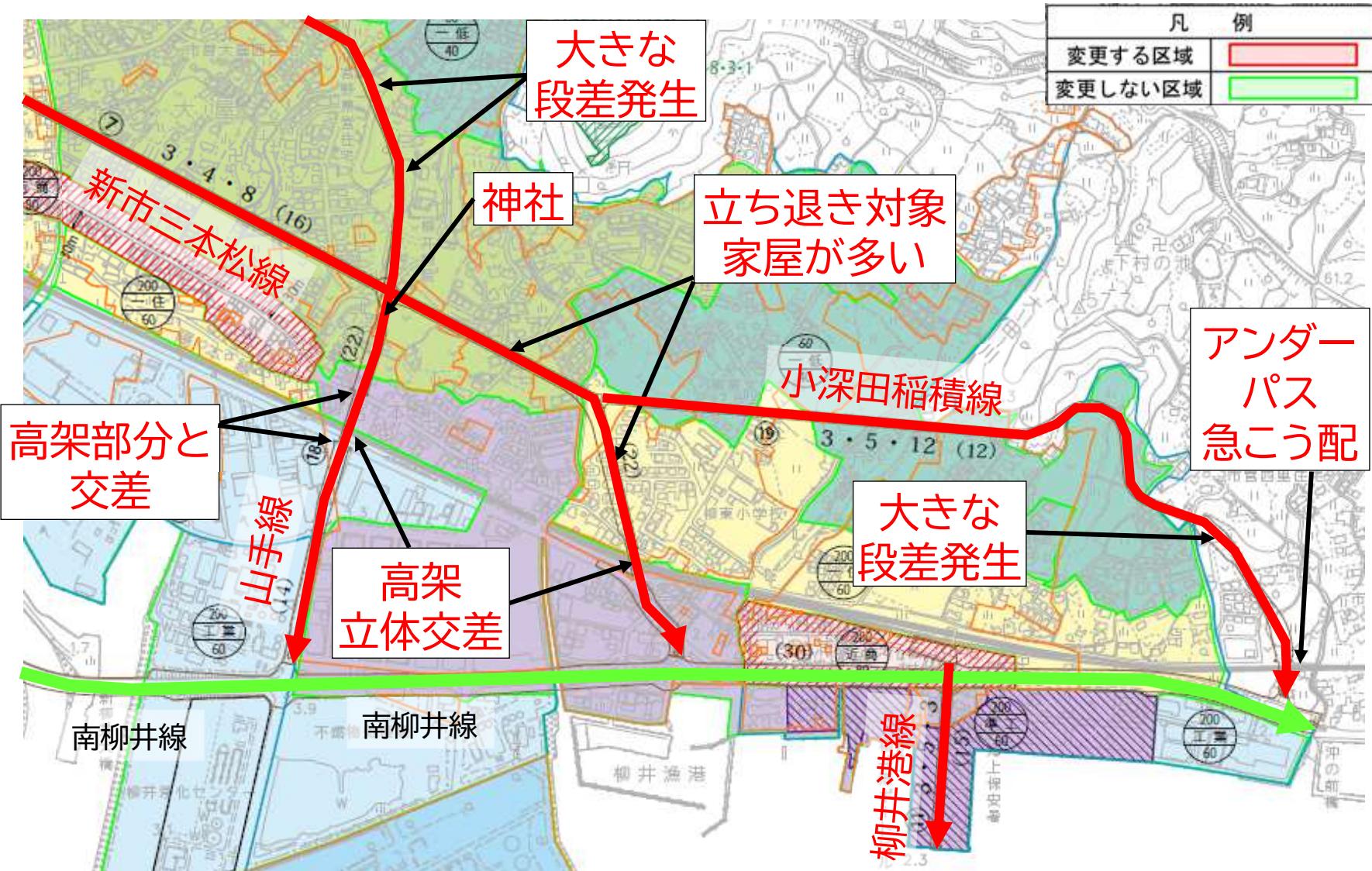
## ①立ち退き対象家屋が多い、道路の構造的課題など事業上の課題



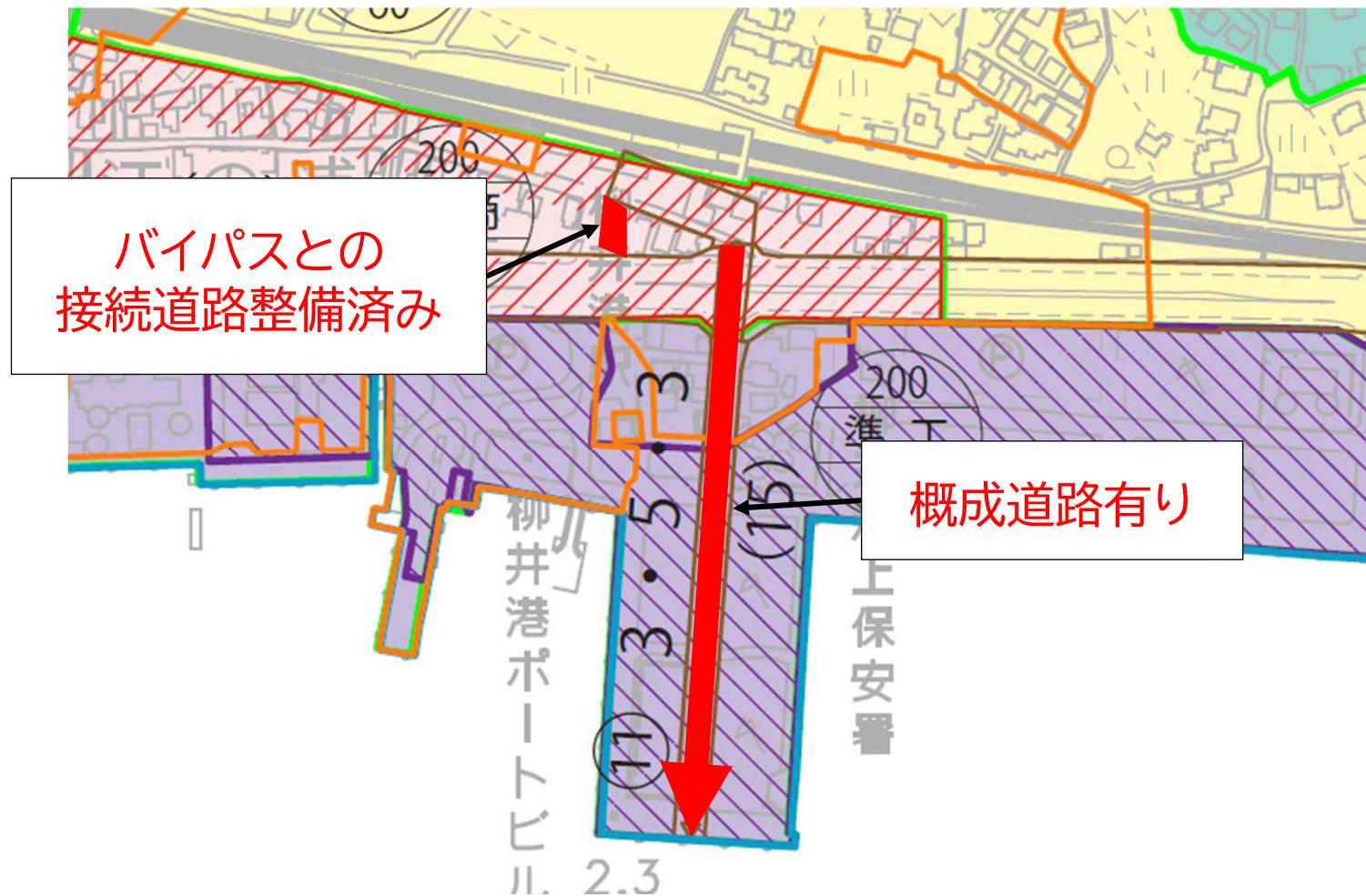
# ①立ち退き対象家屋が多い、道路の構造的課題など事業上の課題



# ①立ち退き対象家屋が多い、道路の構造的課題など事業上の課題



# 柳井港線(全線廃止)



## ②将来交通量が少ない

都市計画道路の主要機能となる「都市内交通の円滑処理」に鑑み、将来交通需要を検証し、以下の基準により存続の判断を行う。

### ■ 将来交通需要の検証【需要の有無基準】

(2車線道路) 4,000台／日以上 「必要性あり」

(4車線道路) 12,000台／日以上 「必要性あり」

### ■ 検証結果

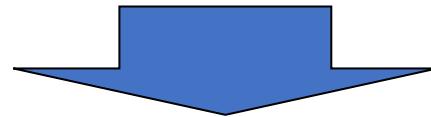
- ①明法寺新市線(2車線):600~2,400台／日
- ②新市三本松線(2車線):1,200~3,200台／日
- ③中央通り線(2車線):100台未満／日
- ④柳井港線(2車線):100台未満／日
- ⑤古開作中開作線(2車線):200台／日
- ⑥山手線(2車線):100台未満~900台／日
- ⑦小深田稻積線(2車線):100台未満／日

### ③長期にわたり建築制限をかけつづけることは、土地所有者の負担となる

#### 建築制限の内容

(都市計画法第53条)

都市計画道路区域内において建築物の建築をしようとする場合は、**許可**が必要。

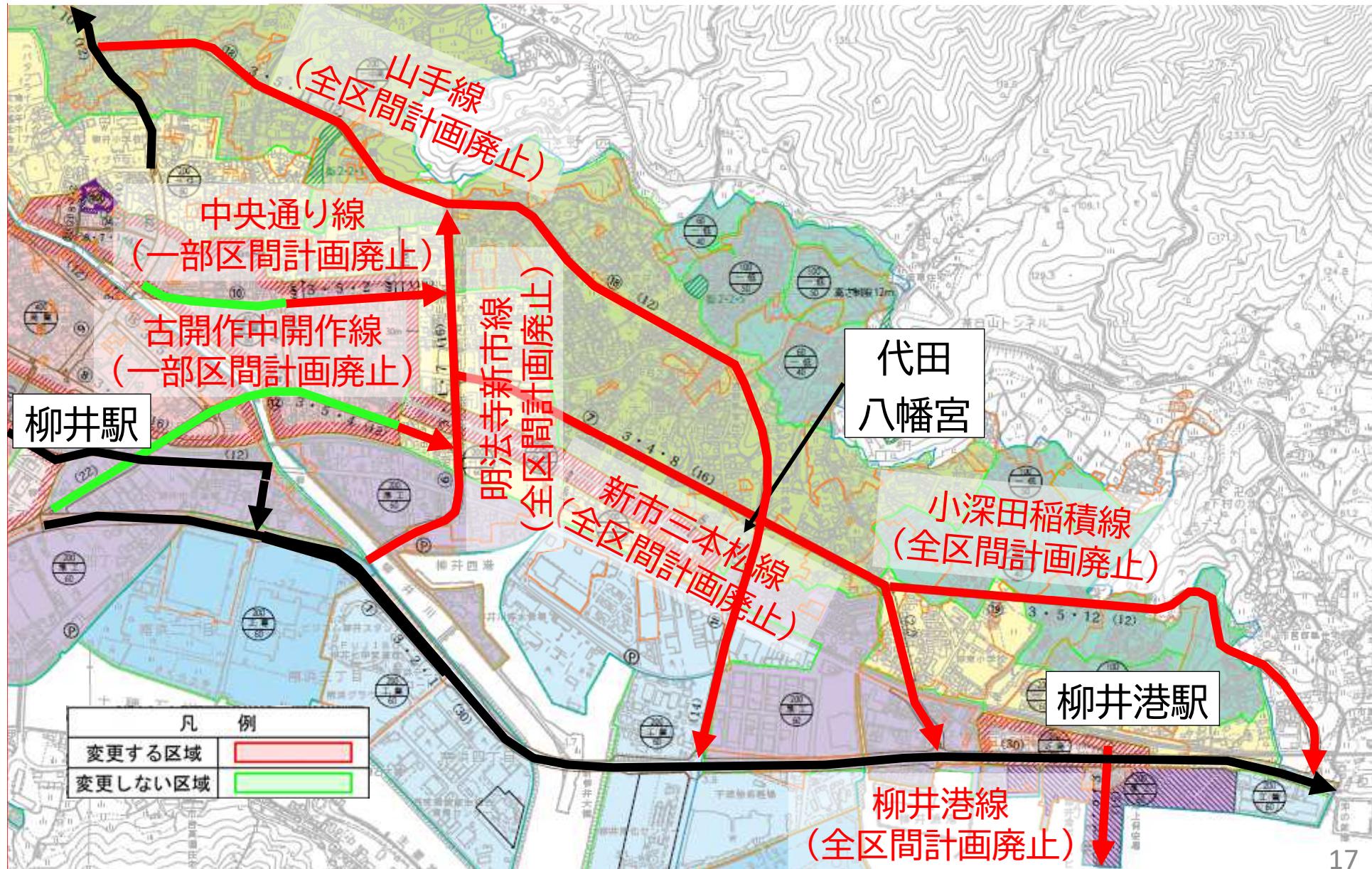


#### 許可基準

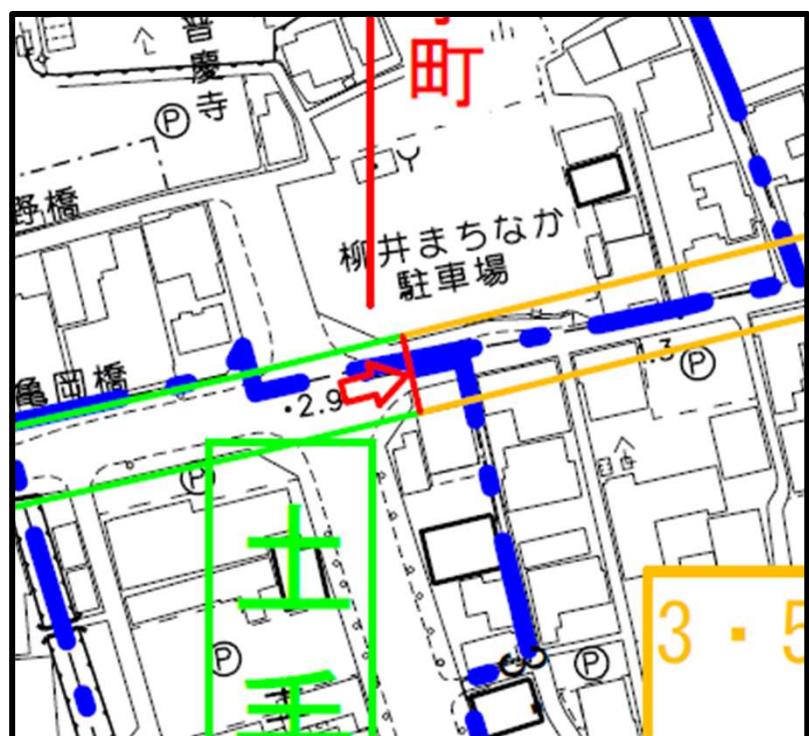
(都市計画法第54条)

- 1) **階数が二以下**で、かつ、**地階を有しない**こと。
- 2) **木造、鉄骨造、コンクリートブロック造**その他これらに類する構造で、容易に移転・除去ができること。

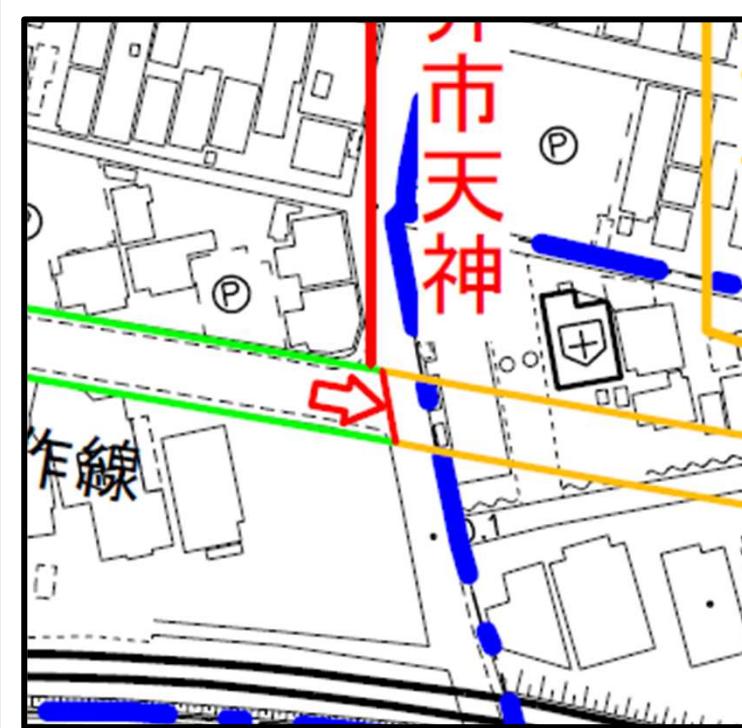
# 廃止路線(5路線)・一部廃止路線(2路線)



# 一部廃止路線終点拡大図



中央通り線  
終点拡大図



古開作中開作線  
終点拡大図

# ○新旧対照表(全線廃止対象路線:5路線)

旧 新 別	種 別	名 称		位 置			区域	構 造				備 考	
		番号	路線名	起点	終点	主な 経過地		延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
旧	幹線街路	3・4・7	明法寺 新市線	柳井市 南浜 一丁目	柳井市 山根	柳井市 新市	約1,010m	地表式	2車線	16m	JR山陽線と立体交差 幹線街路と平面交差 5箇所		
		幅員の内訳		12m				約 190m					
				16m				約 580m					
				22m				約 240m					
新	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	全線 廃止	
旧	幹線街路	3・4・8	新市 三本松 線	柳井市 新市北	柳井市 大字柳 井字三 本松	柳井市 大字 柳井	約1,590m	地表式	2車線	16m	幹線街路古開作中開作 線と立体交差 幹線街路と平面交差 2箇所		
		幅員の内訳		16m				約1,140m					
				22m				約 450m					
新	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	全線 廃止	
旧	幹線街路	3・5・3	柳井港 線	柳井市 大字柳 井字岸 ノ下	柳井市 大字柳 井字岸 ノ下	柳井市 大字柳 井字岸 ノ下	約 290m	地表式	2車線	15m	幹線街路と平面交差 1箇所		
		なお、起点付近に約1,000m <sup>2</sup> の駅前広場を設ける。											
新	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	全線 廃止	

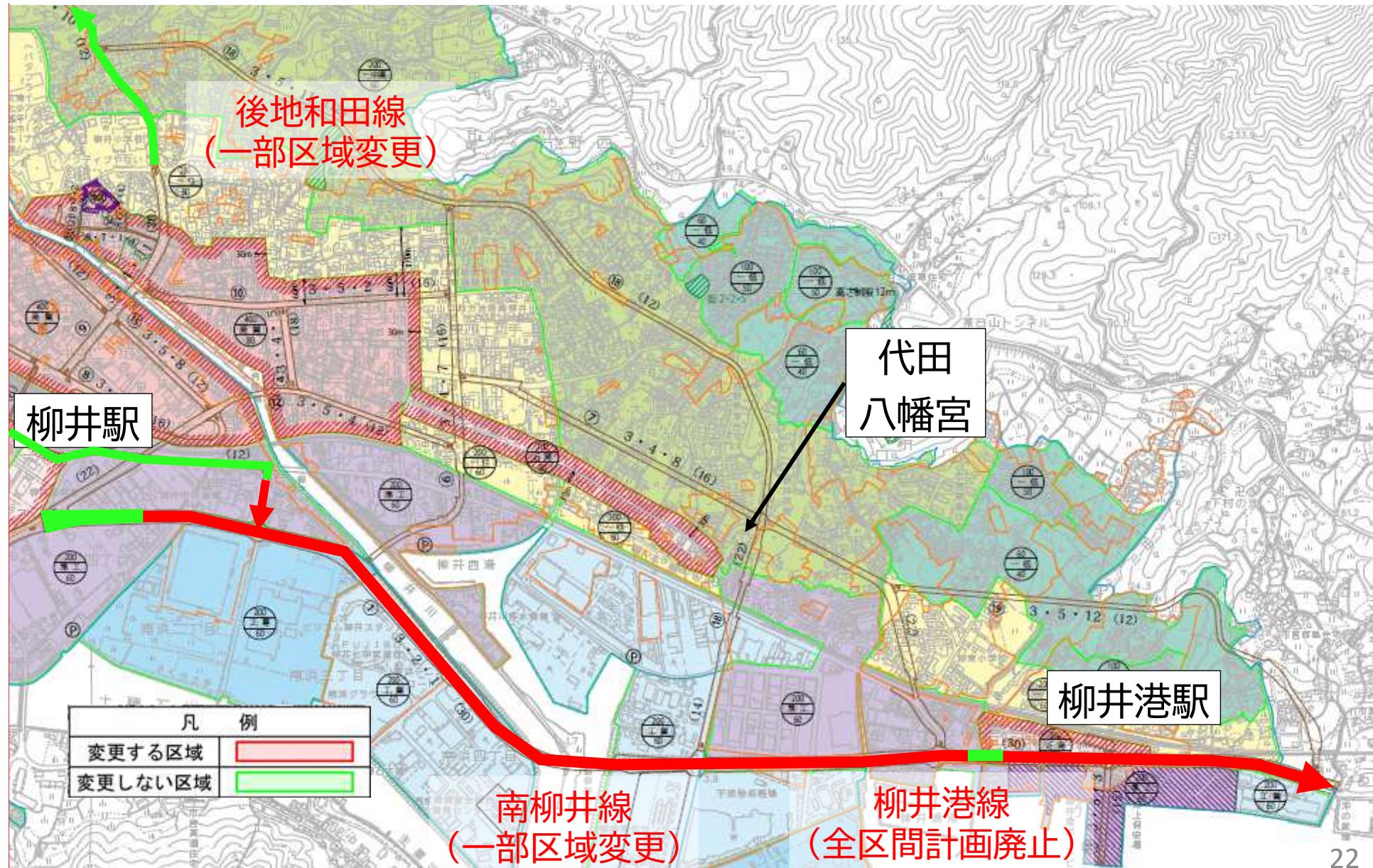
# ○新旧対照表(全線廃止対象路線:5路線)

旧 新	種 別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な 経過地		延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造
旧	幹 線 街 路	3・5・11	山 手 線	柳 井 市 大字柳井 字尾ノ上	柳 井 市 大字柳井 字宮本塩 浜	柳 井 市 大字柳井	約2,820m	地表式	2車線	12m	J R 山陽線と立体交差 幹線街路と平面交差 5箇所	
新							約2,340m					全線廃止
旧	幹 線 街 路	3・5・12	小 深 田 稲 積 線	柳 井 市 大字柳井 字小深田	柳 井 市 大字柳井 字 稲 積	柳 井 市 大字柳井	約1,330m	地表式	2車線	12m	J R 山陽本線と立体交 差 幹線街路と平面交差 2箇所	全線廃止

# ○新旧対照表(一部廃止対象路線:2路線)

旧 新	種 別	名称		位置			区域	構 造				備 考
		番号	路線名	起点	終点	主な 経過地		構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
旧	幹線街路	3・5・2	中央通り線	柳井市 大柳井津 字金屋町	柳井市 東土手	柳井市 大字柳井津	約 750m	地表式	2車線	15m	幹線街路と平面交差3箇所	
		幅員の内訳		15m			約 610m					
新	幹線街路	3・5・2	中央通り線	柳井市 柳井津 字金屋町	柳井市 土手町	柳井市 柳井津	約 350m	地表式	2車線	15m	幹線街路と平面交差2箇所	
		幅員の内訳		15m			約 210m					
旧	幹線街路	3・5・4	古開作 中開作線	柳井市 南町四丁 目	柳井市 新市南	柳井市 天神	約1,140m	地表式	2車線	12m	J R山陽線と立体交差 幹線街路柳井駅東大才線 と立体交差 幹線街路と平面交差4箇所	
		幅員の内訳		12m			約 840m					
新	幹線街路	3・5・4	古開作 中開作線	柳井市 南四丁 目	柳井市 天神	柳井市 中央一 丁目	約1,000m	地表式	2車線	12m	J R山陽線と立体交差 幹線街路柳井駅東大才線 と立体交差 幹線街路と平面交差3箇所	
		幅員の内訳		12m			約 700m					
				22m			約 300m					

# 変更対象路線(3路線)



# 変更対象となる路線（県決定）

## ○県が定める都市計画

### ●柳井都市計画道路の変更

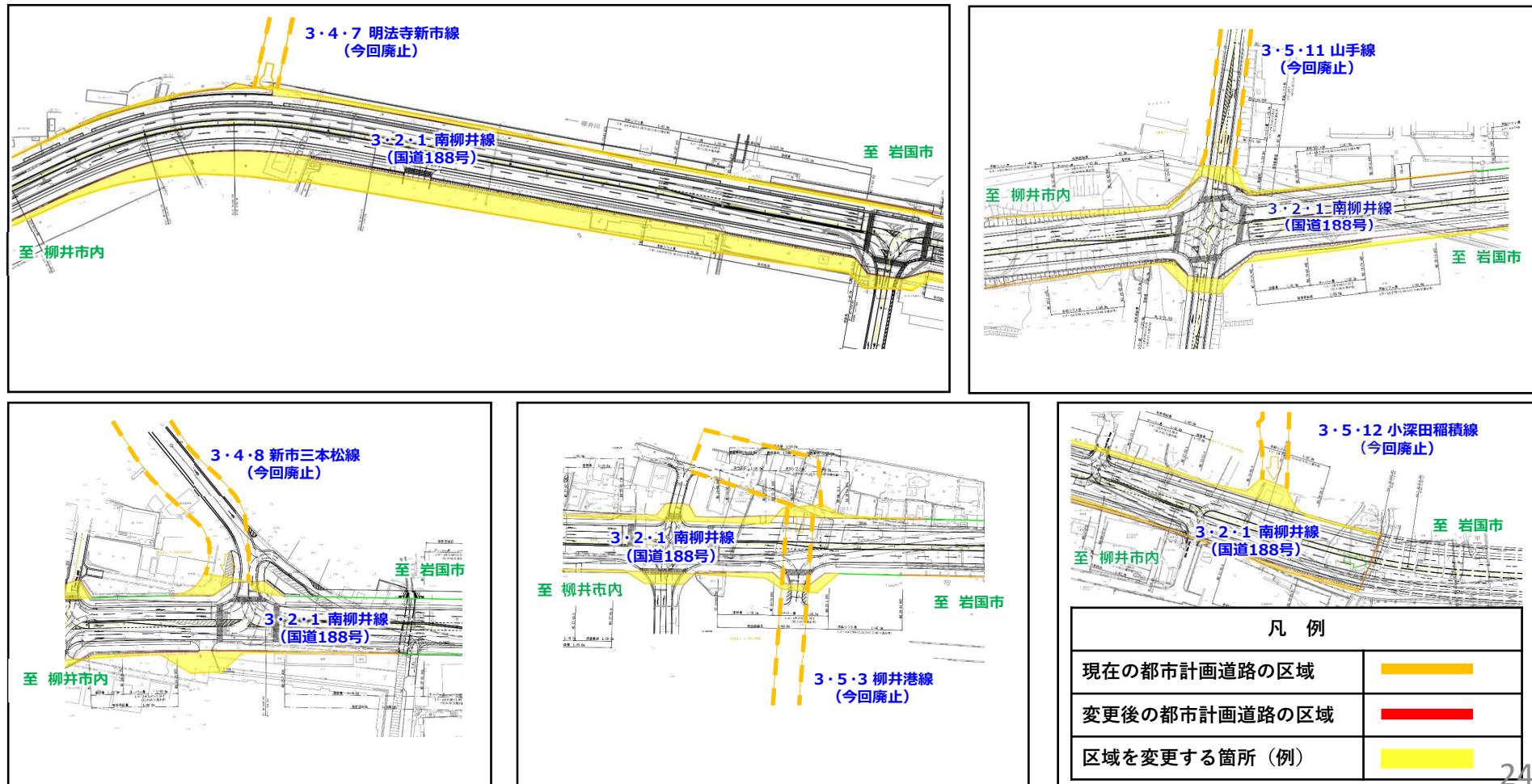
- ・道路計画に伴うもの

**3・2・1 南柳井線**  
(一般国道188号)

# 変更対象となる路線（県決定）

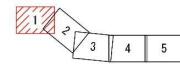
○平成14年の都市計画変更当時から、都市計画道路の一部廃止による交差点計画の見直しや、道路計画の一部見直しが必要となったため、3・2・1南柳井線の区域の一部を変更します。

## （例）交差点計画の変更



# 都市計画変更案

変更計画平面図(1)



S=1:1,000

3・4・6 古開作線

至 岩国市

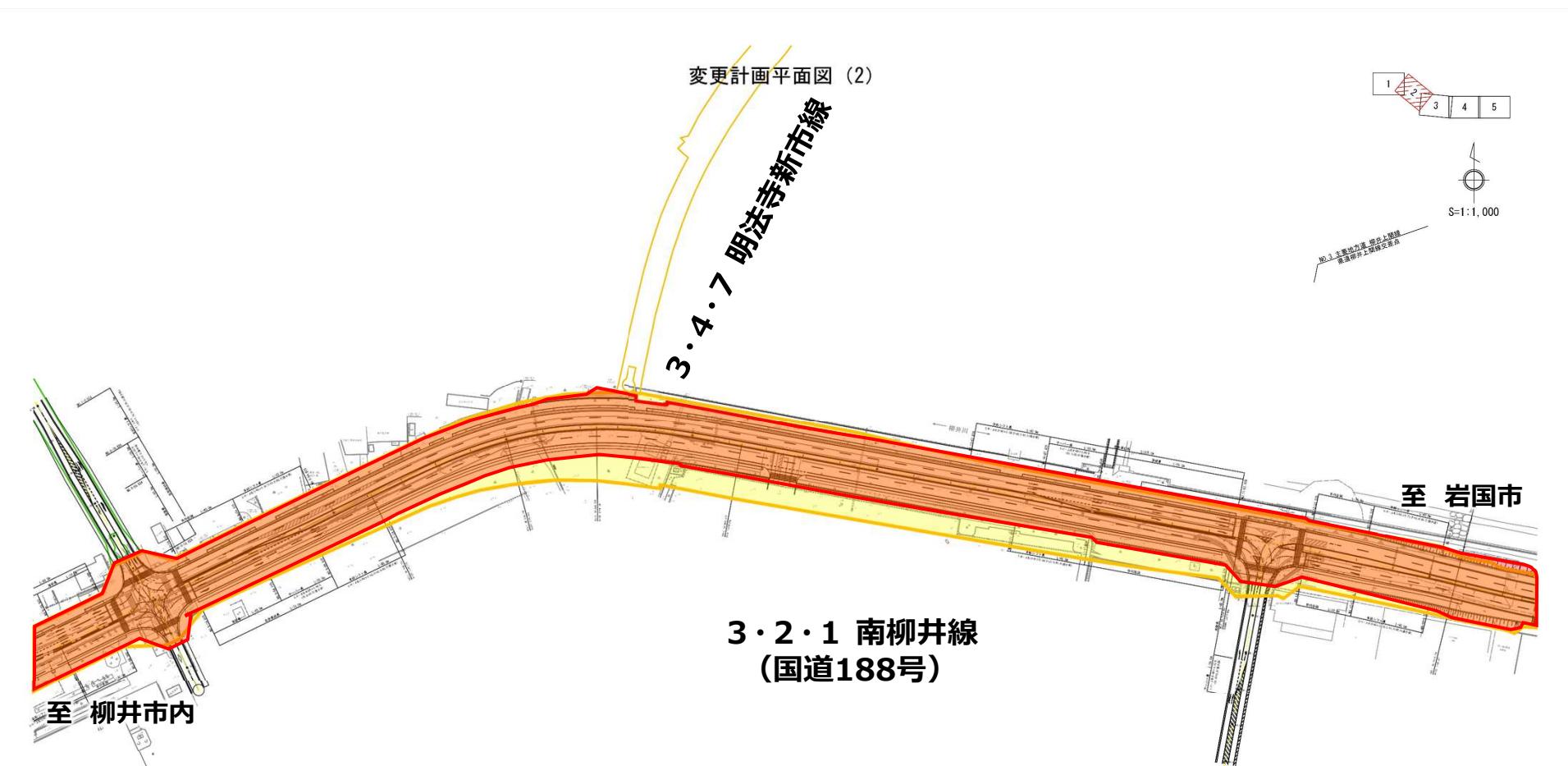
3・3・1 福の割線  
(国道188号)

至 平生町

3・2・1 南柳井線  
(国道188号)

凡 例	
変 更 前	
変 更 後	
変更なし	

# 都市計画変更案



NO.2 岩国市内

凡 例	
変更前	
変更後	
変更なし	

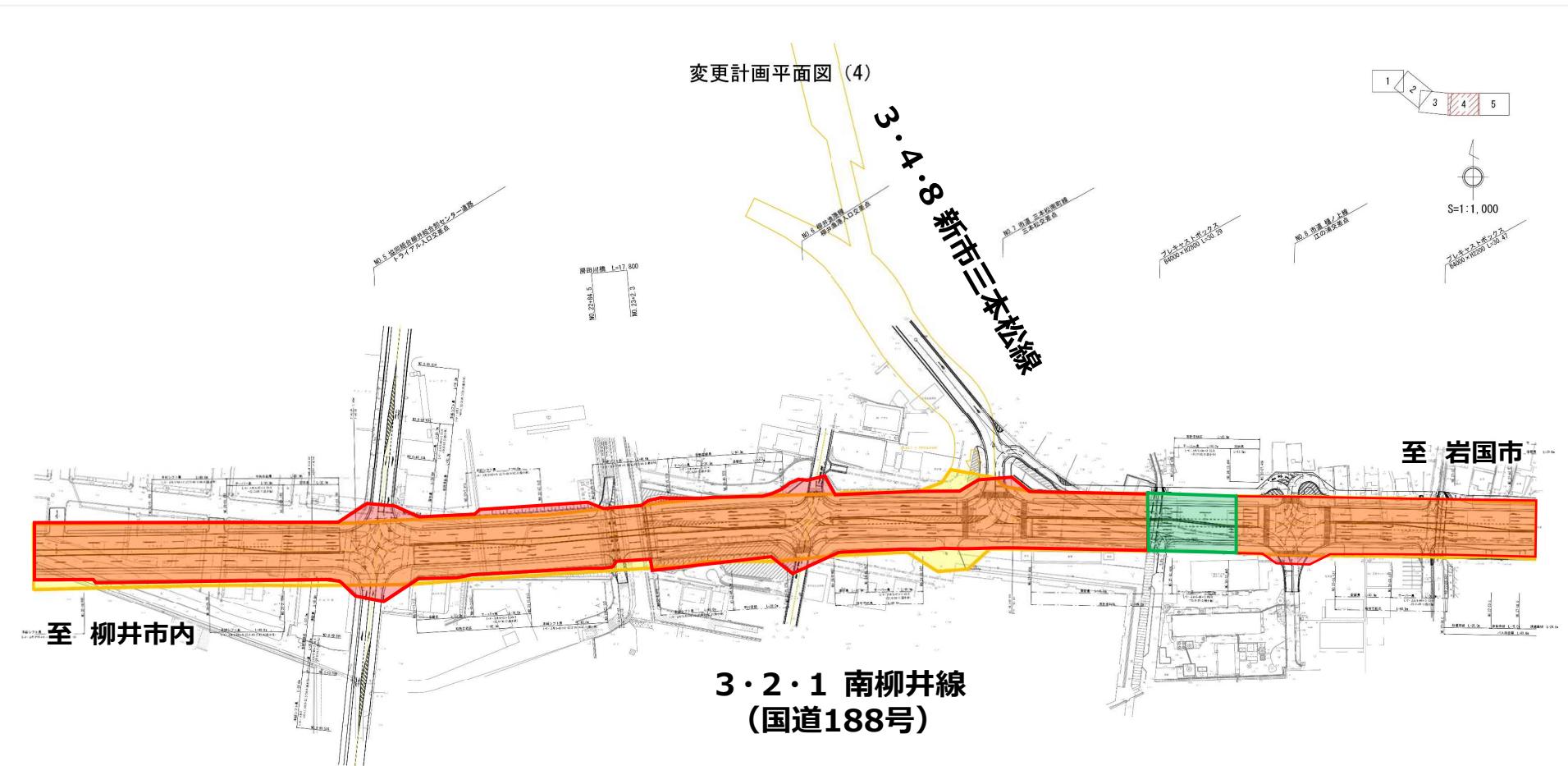
# 都市計画変更案

変更計画平面図 (3)



凡 例	
変 更 前	■
変 更 後	■
変更なし	■

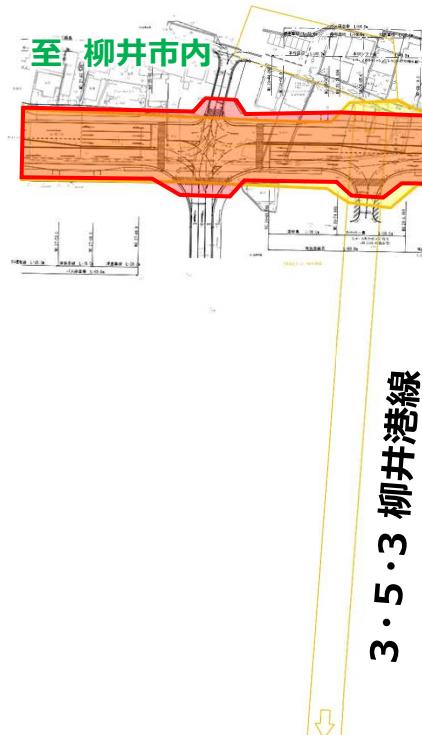
# 都市計画変更案



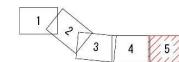
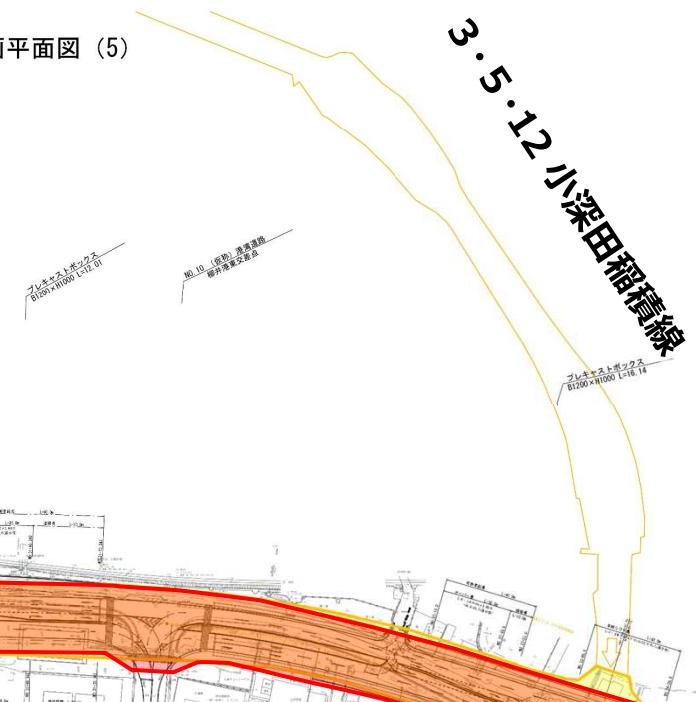
凡 例	
変更前	□
変更後	□
変更なし	□

# 都市計画変更案

凡 例	
変更前	
変更後	
変更なし	



変更計画平面図 (5)



S=1:1,000



3・2・1 南柳井線  
(国道188号)

至 岩国市

# ○新旧対照表(一部変更対象路線)

## 3・2・1 南柳井線(議案書5ページ)

旧 新	種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
		番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地		延 長	構造 形式	車線の 数	幅員	
旧	幹線街路	3・2・1	南柳井線	柳井市 南町 四丁目	柳井市 大字 柳井 字稻積	柳井市 大字 柳井	約3,400m	地表式	4車線	30m	幹線街路と平面交差8箇所	
		幅員の内訳		25.5m			約 330m					
新	幹線街路	3・2・1	南柳井線	柳井市 南町 四丁目	柳井市 柳井 字稻積	柳井市 柳井	約3,400m	地表式	4車線	30m	幹線街路と平面交差3箇所	
		幅員の内訳		24.5m			約 330m					

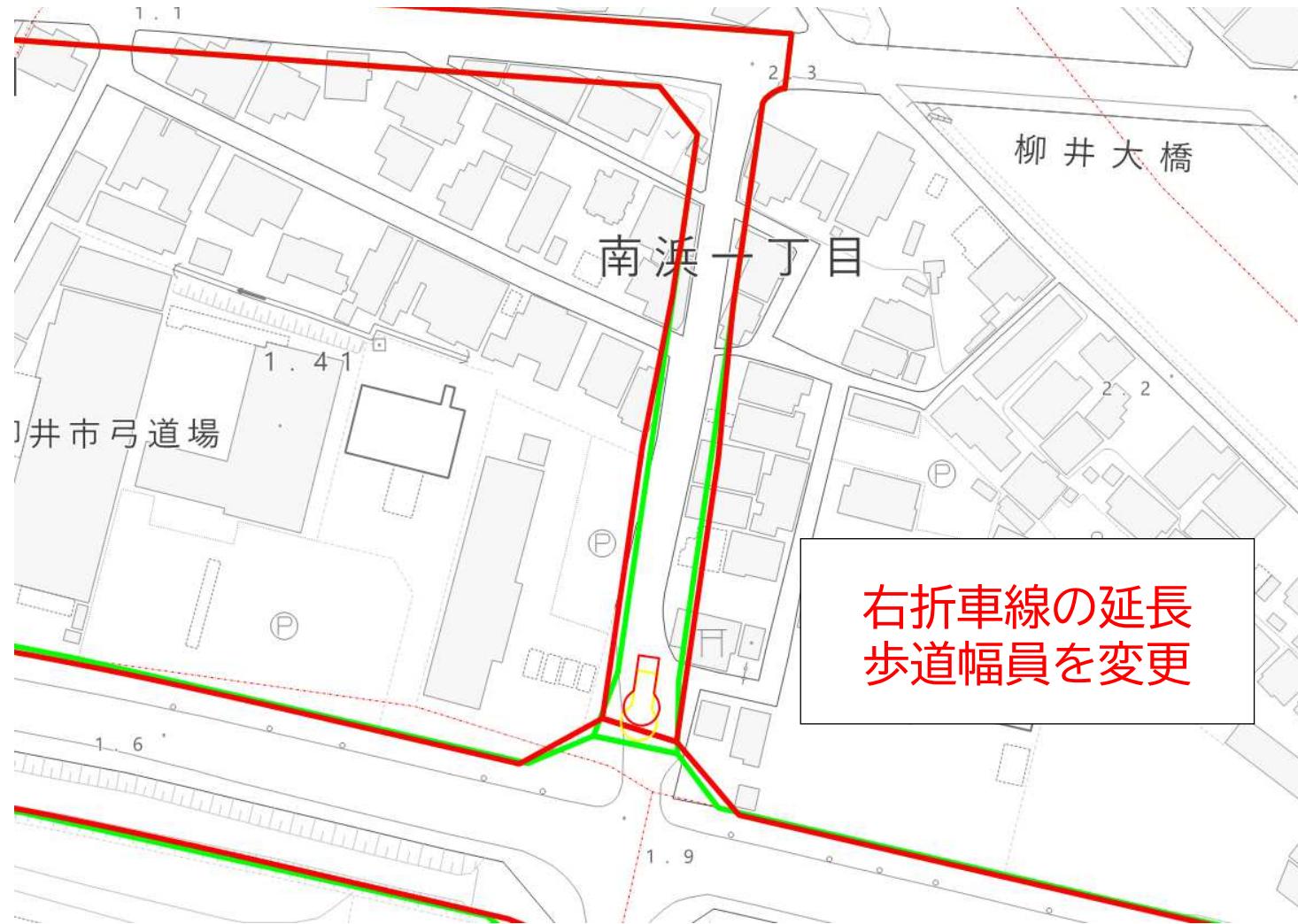
# 変更対象となる路線（市決定）

- 市が定める都市計画

- 柳井都市計画道路の変更

3・4・6 古開作線

# 都市計画道路の見直し(市決定)



# ○新旧対照表(一部変更対象路線)

## 3・4・6 古開作線(議案書26ページ)

旧 新	種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考	
		番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経過地		構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造		
旧	幹線街路	3・4・6	古開作線	柳井市 南 浜 一 丁 目	柳 井 市 古 開 作 字 田 布 路 木	柳井市 南 町 一 丁 目	約1,850m	地表式	2車線	16m	幹線街路古開作中開 作線と立体交差 幹線街路と平面交差 3箇所		
		幅員の内訳		12m			約 750m						
				16m			約1,100m						
新	幹線街路	3・4・6	古開作線	柳井市 南 浜 一 丁 目	柳 井 市 古 開 作 字 田 布 路 木	柳井市 南 町 一 丁 目	約1,850m	地表式	2車線	16m	幹線街路古開作中開 作線と立体交差 幹線街路と平面交差 2箇所		
		幅員の内訳		12m			約 750m						
				16m			約1,100m						

# 変更対象となる路線（市決定）

○市が定める都市計画

●柳井都市計画道路の変更

3・5・10 後地和田線

# 都市計画道路の変更

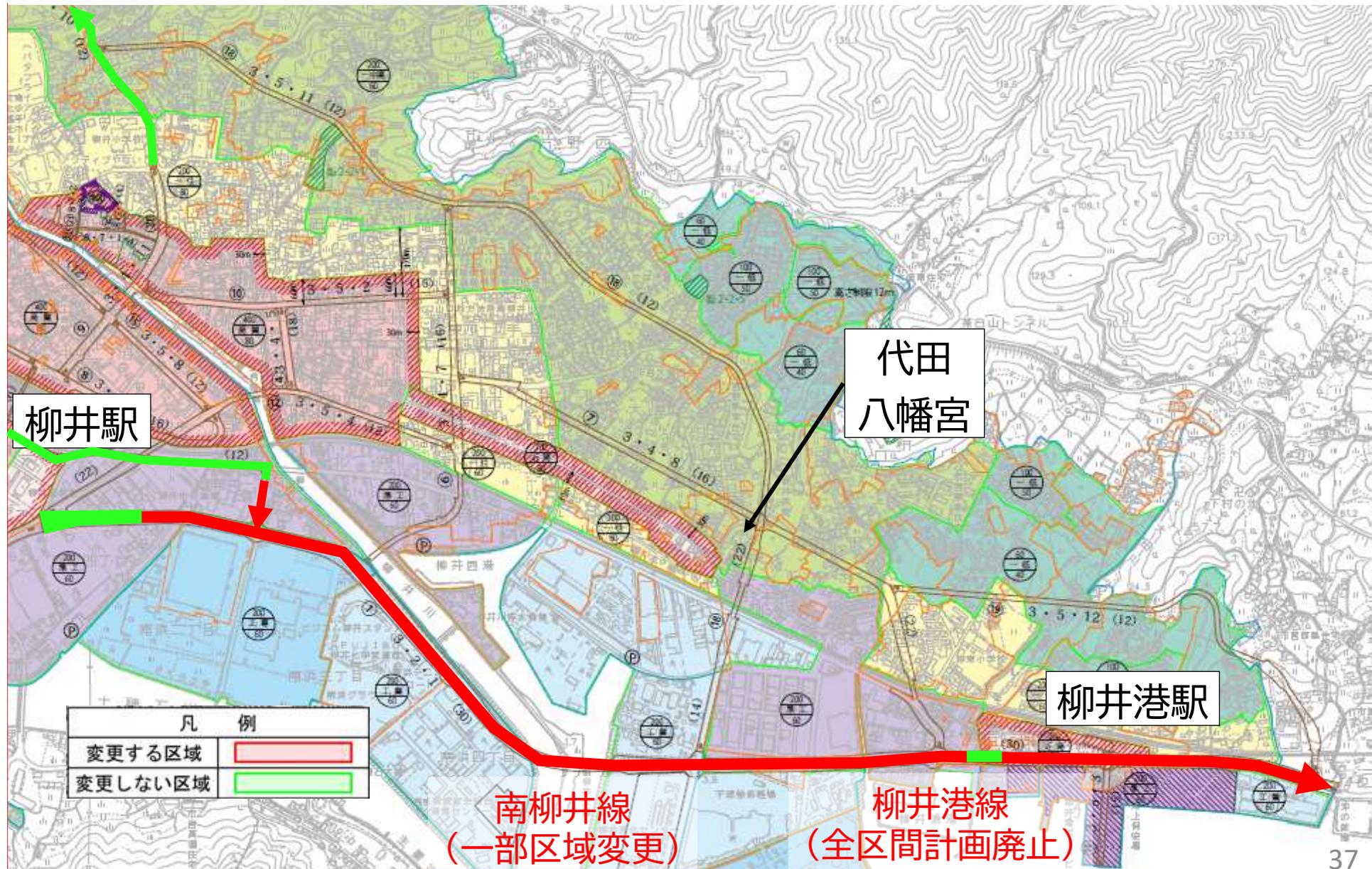


# ○新旧対照表(一部変更対象路線)

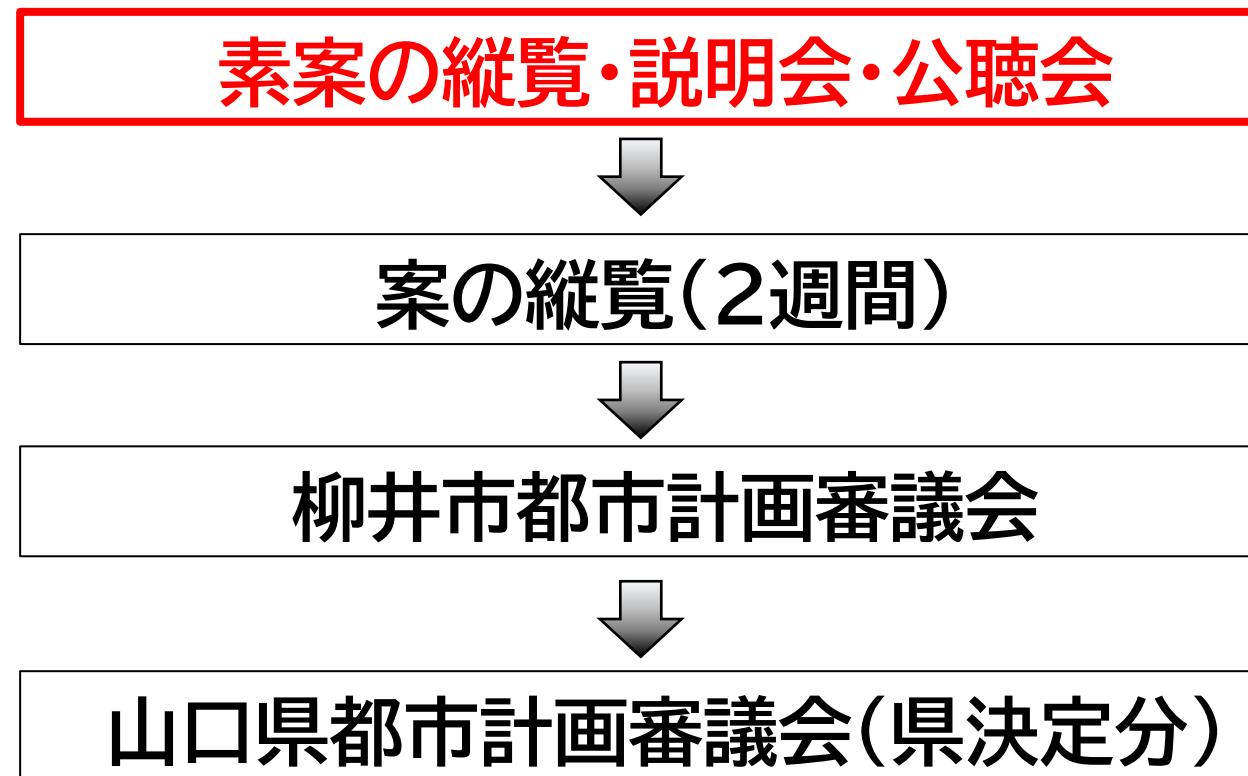
## 3・5・10 後地和田線(議案書27ページ)

旧 新	種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考	
		番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経過地		延 長	構造 形式	車線 の数	幅員		
旧	幹線街路	3・5・10	後地和田線	柳井市 柳井 字前場	柳井市 柳井 字大立田	柳井市 柳井	約780m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差 2箇所		
		幅員の内訳		12m				約640m					
				13m				約140m					
新	幹線街路	3・5・10	後地和田線	柳井市 柳井 字前場	柳井市 柳井 字大立田	柳井市 柳井	約780m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差 1箇所		
		幅員の内訳		12m				約640m					
				13m				約140m					

# 変更対象路線(3路線)



# 都市計画変更手続きの経緯



# 都市計画変更手続きの経緯

## 素案の縦覧・説明会・公聴会

### □素案の縦覧

令和7年7月22日～8月21日

### □説明会

(場所：①②③柳井市役所)

①令和7年8月3日 10時～

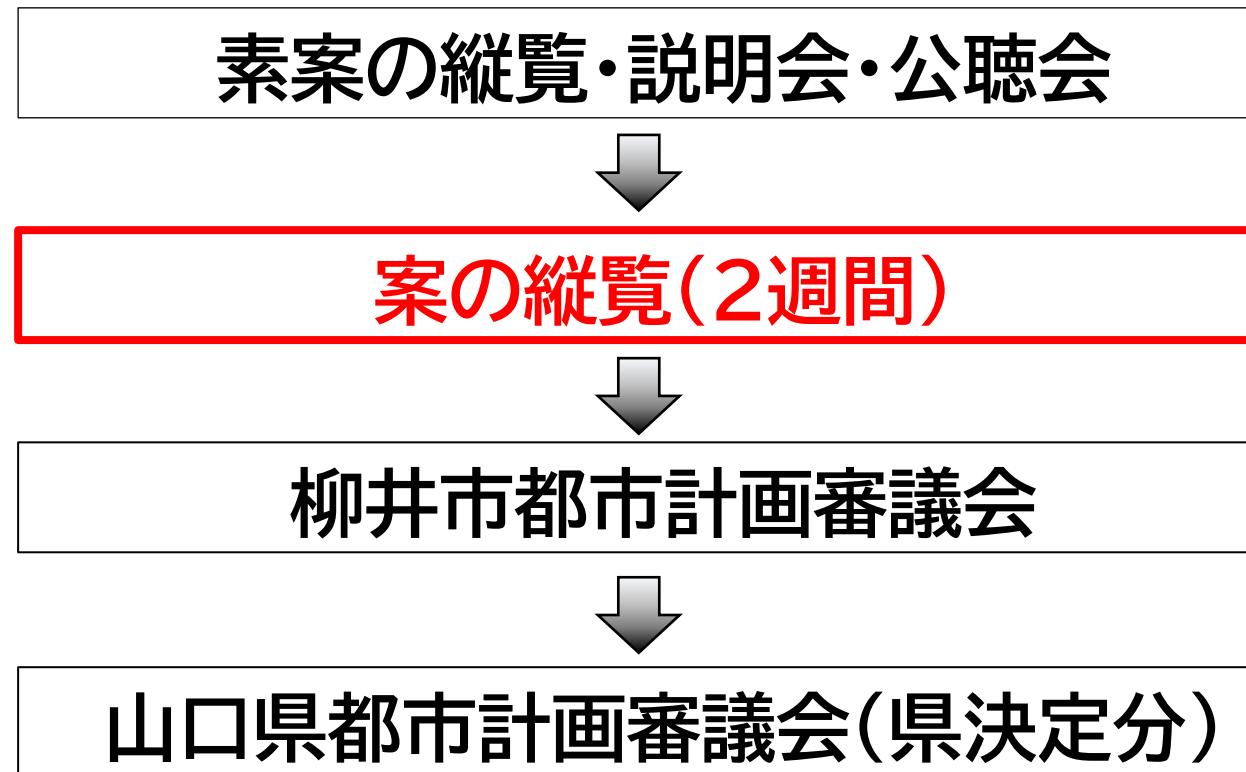
②令和7年8月4日 14時～

③令和7年8月4日 19時～

### □公聴会

公述申出書 提出なし ⇒ 公聴会未開催

# 都市計画変更手続きの経緯

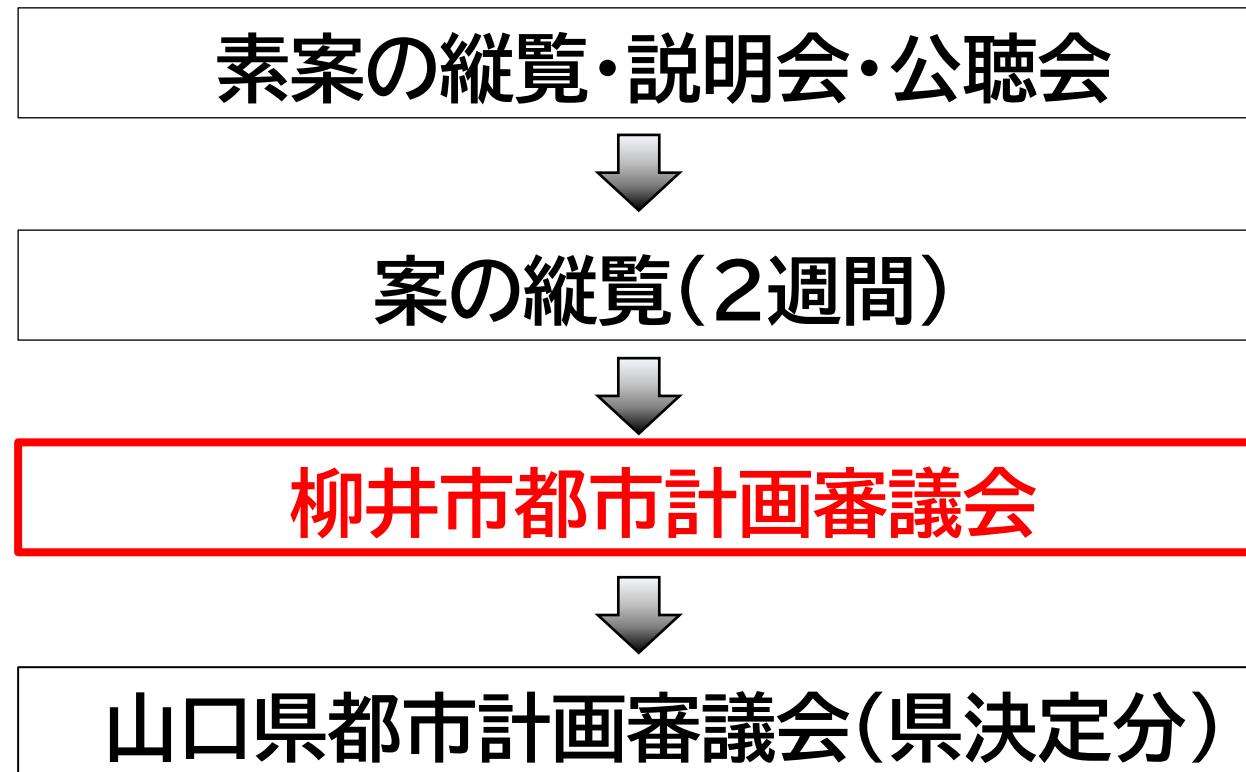


# 都市計画変更手続きの経緯

## 案の縦覧(2週間)

- 縦覧期間（意見書提出期間）  
令和7年11月18日～12月2日（2週間）
- 意見書提出  
なし

# 都市計画変更手続きの経緯



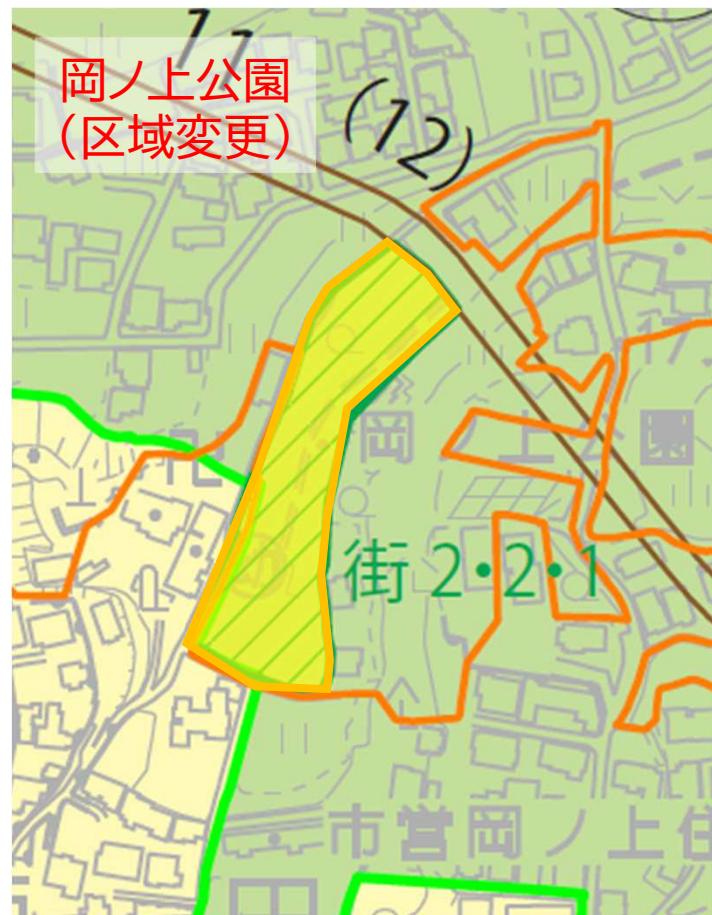
# 変更対象となる公園（市決定）

- 市が定める都市計画

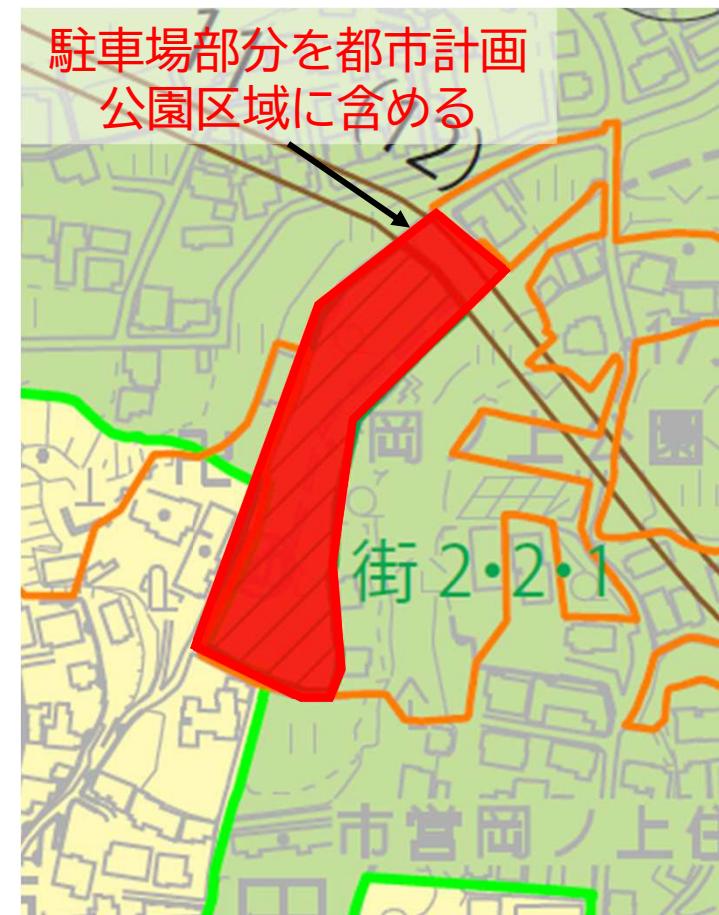
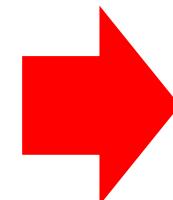
- 柳井都市計画公園の変更

2・2・1 岡ノ上公園

# 都市計画公園区域の変更



変更前



変更後

# ○新旧対照表

## 2・2・1 岡ノ上公園

区分	種別	名 称		位 置	面 積	備 考
		番 号	公園名			
旧	児童公園	2・2・1	岡ノ上公園	柳井市 大字柳井 字岡ノ上	約0.55ha	植栽、ぶらんこ、砂場
新	街区公園	2・2・1	岡ノ上公園	柳井市 姫 田	約0.57ha	植栽、ぶらんこ、砂場

# 都市計画変更手続きの経緯

素案の縦覧(7/22～8/21)  
説明会(8/3～4に3回実施)  
公聴会(口述の申出なし、未開催)



案の縦覧(2週間)(11/18～12/2)



柳井市都市計画審議会

# 変更対象となる市場（市決定）

- 市が定める都市計画

- 柳井都市計画市場の変更

第1号 山口県農業協同組合  
南すおう地方卸売市場

# 都市計画市場区域の変更



## ○新旧対照表

### 第1号 山口県農業協同組合南すおう地方卸売市場

新旧	名称		位置	面 積	備 考
	番 号	市場名			
旧	第1号	山口県農業協同組合 南すおう地方卸売市場	柳井市 余田 字二ノ坪	約2,400m <sup>2</sup>	取扱量 12t/日
新	—	—	—	—	—

# 都市計画変更手続きの経緯

素案の縦覧(7/22～8/21)  
説明会(8/3～4に3回実施)  
公聴会(口述の申出なし、未開催)



案の縦覧(2週間)(11/18～12/2)



柳井市都市計画審議会

# 都市計画の手続き

